

宮崎県高等学校教育研究会商業部会会則

- 第 1 条 本会は宮崎県高等学校教育研究会商業部会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は会長所在の学校に置く。
- 第 3 条 本会は商業教育の振興を図り併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本会は商業に関する学科・科目を置く高等学校の学校長並びに関係教職員で組織する。
- 第 5 条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 商業教育に関する調査研究
 2. 講習会、研究会等の開催
 3. 研究物の刊行および会報の発行
 4. その他商業教育振興に必要な事項
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|--------|-----|--------|--------|
| 1. 会 長 | 1 名 | 4. 理 事 | 各校 1 名 |
| 2. 副会長 | 若干名 | 5. 監 事 | 1 名 |
| 3. 参 与 | 若干名 | 6. 主 事 | 若干名 |
- 第 7 条 本会の役員は次の方法により定める。
1. 会長、副会長、理事および監事は総会において選出する。
 2. 主事は会長が会員中よりこれを委嘱する。
 3. 役職員の任期は 1 年とし再任を妨げない。
- 第 8 条 役員職務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表して、会務を総括し、総会・理事会その他の会を招集する。
 2. 副会長および参与は会長を補佐し事故あるときはこれを代理する。
 3. 理事は本会の事業計画の立案審議および緊急事項の処理に当たる。
 4. 監事は本会の会計を審査する。
 5. 主事は会長の命を受けて事務を処理する。
- 第 9 条 総会の推薦で本会に顧問を置くことができる。
- 第 10 条 役員会は必要に応じて部会がこれを招集し、総会提出議案その他緊急事項を処理する。
- 第 11 条 総会は年 1 回開催し、事業計画その他必要事項を審議し決定する。
なお総会は会員の過半数で成立し、議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。
ただし、総会の成立については委任状を認める。
- 第 12 条 本会の経費は会費、補助金および寄付金の収入をもってこれに充てる。
- 第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

附 則

- 第 14 条 本会則は昭和 24 年 5 月 12 日より施行する。

昭和 45 年 5 月 6 日改正

昭和 50 年 5 月 23 日改正

昭和 56 年 5 月 19 日改正

平成 12 年 5 月 17 日改正

平成 28 年 5 月 13 日改正